

(写)

資料 1

8 環 活 第 3 1 8 号

令 和 8 年 7 月 3 1 日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県環境影響評価条例における建替事業の要件の設定について（諮問）

愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）において、建替事業の要件を定めることについて、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電話 052-954-6211（ダイヤルイン）

説 明

愛知県における環境影響評価制度は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）の一体的な運用により形成されています。

こうした中、令和7年6月、既存工作物について、除却又はその使用を廃止し、同一又は近接区域に当該既存工作物と同種の工作物の新設を行う事業（以下「建替事業」という。）を対象とした環境影響評価手続を見直す環境影響評価法の一部を改正する法律（令和7年法律第73号）が公布されたことを受け、令和8年3月に条例を改正し、同様の規定を整備したところです。

改正条例の施行に当たっては、建替事業の要件（対象となる事業種、既存工作物が設置されている区域の境界からの距離及び新設工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比）を定める必要があるため、貴審議会の意見を求めるものです。

(写)

令和8年8月6日

愛知県環境審議会

総合政策部会長 深澤 龍一郎 様

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓



諮問事項「愛知県環境影響評価条例における建替事業の要件の設定について」
の付託について（通知）

令和8年7月31日付け8環活第318号で知事から諮問のありましたこのことについて、
貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

担当 愛知県環境審議会事務局

（愛知県環境局環境政策部

環境政策課企画・広報・法規グループ）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）